



# 大分県パートナーシップ宣誓制度 手引き

(令和6年4月施行)

大分県



## 目次

1	大分県パートナーシップ宣誓制度とは	1
2	宣誓することができる方の要件	2
3	手続きの流れ	3
	(1) 事前調整	
	(2) 宣誓書の記入・提出	
	(3) 書類確認	
	(4) 宣誓・本人確認	
	(5) 宣誓書受領証等の交付	
4	宣誓後について（届出等が必要な場合）	11
	(1) 宣誓書受領証の再交付	
	(2) 宣誓事項の変更	
	(3) 宣誓書受領証の返還	
	(4) パートナーが亡くなった場合	
	(5) 宣誓が無効となる場合	
5	他の自治体で宣誓した方について	15
6	Q & A	17

# 多様性を認め 互いに支え合う社会の構築に向けて

大分県は、「大分県人権尊重施策基本方針」に基づき、誰もが自分の性的指向やジェンダーアイデンティティを尊重され、自分らしく生きることができる社会の実現を目指しています。その一環として、令和6年4月から「大分県パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始しました。

この制度の周知・運用を通じて、多様な性のあり方について県全体への理解促進を図り、性的マイノリティの方々がパートナーとともに安心して暮らせる社会の実現を目指します。

## 1 大分県パートナーシップ宣誓制度とは

「大分県パートナーシップ宣誓制度」は、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が制度の利用を希望する場合に、お互いが人生のパートナーであることを県へ宣誓し、県は宣誓書受領証を交付して、宣誓があったことを証明する制度です。

この制度は、法的な効力（相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、性的マイノリティの方の生活上の困りごとなどが少しでも解消され、誰もが人生のパートナーと安心して暮らすことができるよう、大分県として応援するものです。

### パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである二人の関係のことです。

### 性的マイノリティとは

性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者又はジェンダーアイデンティティ（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識を言う。）が出生時に届けられた性別と異なる者である人たちのことを言います。

## 2 宣誓することができる方の要件

パートナーシップ関係にある旨の宣誓をすることができる方は、以下の要件のすべてを満たす必要があります。

① 双方がともに成年（満18歳）に達していること。

② 次のいずれかに該当すること。

ア 双方又はいずれか一方が大分県内に住所を有すること。

イ 双方又はいずれか一方が3ヶ月以内に大分県内への転入を予定していること。

③ 双方がともに配偶者（婚姻をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）がなく、宣誓者以外の人とパートナーシップの関係にないこと。

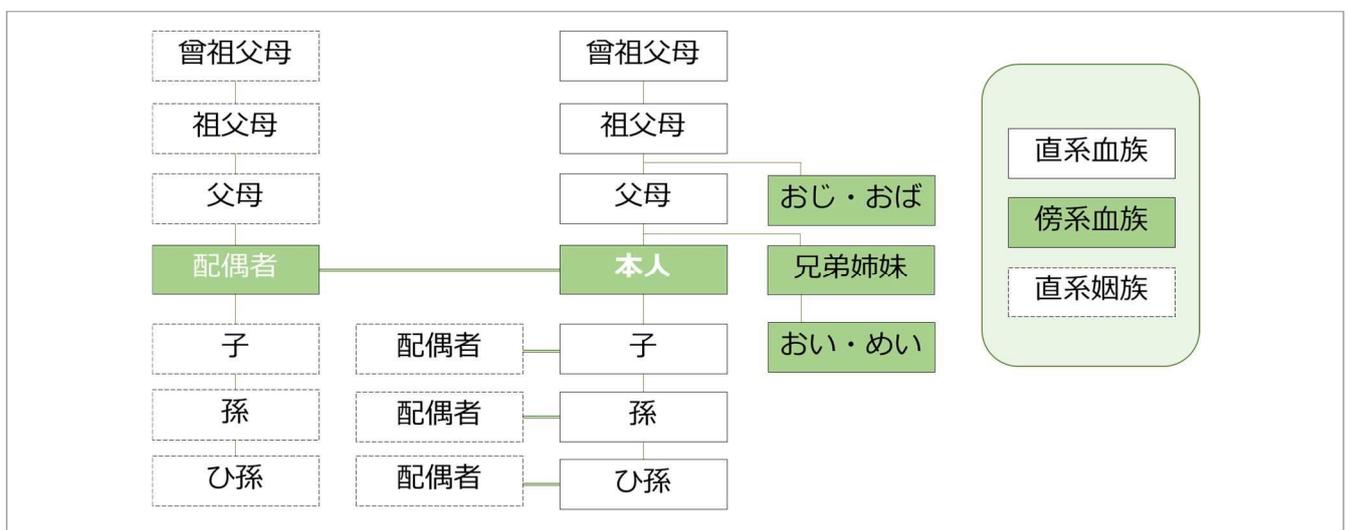
※ 同性婚が法制化されている国で結婚されているカップルや、外国で法制化されたパートナーシップ制度を利用されているカップルも、大分県パートナーシップ宣誓制度で宣誓することができます。

④ 双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている関係にないこと。

※ パートナーシップ関係に基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合は、宣誓することができます。

《参考》民法が規定する婚姻できない親族関係

（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の範囲）



### 3 手続きの流れ

(交付までの大まかな流れ)

**(1) 事前調整 (日程・宣誓方法の調整)**



**(2) 宣誓書の記入・提出**



**(3) 書類確認**



**(4) 面談による宣誓・本人確認**



**(5) 宣誓書受領証等の交付**

## (1) 事前調整（日程・宣誓方法の調整）

- 宣誓にあたって、事前に、宣誓の日時や方法について調整を行います。
  - 原則として、宣誓を希望する日の1週間前までに電子申請またはメールにより県へご連絡をお願いします。（事前調整に必要な事項を漏れなく確認するため、電子申請をおすすめします。）
  - 希望日の3か月前から事前調整を受け付けます。希望の日時に添えない場合には、日程の調整をさせていただきます。
- ※ 宣誓書受領証等に記載される日付は、宣誓をされる日となります。宣誓日より前に遡ることはできません。
- 事前調整の連絡を受けた後、必要書類の内容、受付後の流れなどをご案内します。

### 連絡先

大分県 生活環境部 人権尊重・部落差別解消推進課



#### 電子申請（推奨）

以下のURLより、お申込みください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure-alias/jinken-partner-jizencyosei-sensei>



#### メールアドレス

以下に、宣誓等にかかる希望手続きの内容をお送りください。

**happy-partnership@pref.oita.lg.jp**

(参考)

県庁開庁日は、祝日と年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く月曜日から金曜日

## (2) 宣誓書の記入・提出

### 【宣誓書等様式の入手先】

- 宣誓希望者は、大分県のホームページから宣誓書などの様式をダウンロードし、A4判の用紙（無色、裏面に印字のないもの）に印刷した上、ご自身で記入し、必要書類とともに持参または郵送により県へご提出ください。
- ※ 県のホームページからダウンロードできない場合や、プリンターをお持ちでない場合は、宣誓様式を電子メールまたは郵送により送付しますので、事前調整の際に申し出てください。また、県庁へ取りに来ることも可能です。

### 【提出書類】

① 「パートナーシップ宣誓書」（様式第1号）（表面）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 2人がそれぞれご自身で記入してください。</li><li>・ ご自身で記入が難しい場合は、代筆者が署名の上、記入してください。</li></ul>
② 「パートナーシップ宣誓に関する確認書」（様式第1号）（裏面）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 2人がそれぞれご自身で記入してください。</li><li>・ ご自身で記入が難しい場合は、代筆者が記入してください。</li></ul>
③ お二人の住民票の写し
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 3か月以内に発行されたものを1人1通提出してください。</li><li>・ 2人が同一世帯になっている場合、2人分の情報が記載されたものは1通で構いません。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 住民票の写しには、<u>個人番号（マイナンバー）、住民票コード、本籍地、世帯主との続柄の記載は不要</u>です。</li><li>・ 住民票の写しに代えて、以下の提出も認めます。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 住民票記載事項証明書（氏名、生年月日及び住所が記載されたもの）</li><li>・ 戸籍の附票の写し</li></ul></li></ul>
④ 独身証明書又は戸籍抄本等
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 3か月以内に発行されたものを1人1通提出してください。</li><li>・ 独身証明書は、本籍地の市町村が発行します。</li><li>・ 外国籍の方は、本国の大使館や領事館が発行する婚姻要件具備証明書など独身であることを証明できる書類に<u>日本語の翻訳を添えて</u>提出してください。</li></ul>

## 宣誓書等の書類提出先

〒870-8501

大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課

大分県パートナーシップ宣誓制度 担当

### (3) 書類確認

- 県は、書類を確認した後、本人確認の方法や日時をメールにより宣誓者へご連絡します。

### (4) 面談による宣誓・本人確認

- 対面またはWEBの方法により宣誓・本人確認を行います。
- **対面**の場合、県庁内のプライバシーが確保された個室を準備します。
- **WEB**の場合、原則zoomを使用します。（宣誓者側はブラウザを使用して参加できますので、通常はアプリ等のインストールは必要ありません。）スマートフォン又はパソコン（マイク、スピーカー及びカメラを備えたもの）が必要です。
- 通称名の使用を希望される場合は、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類（顔写真付きの社員証や学生証、公共料金の契約書・請求書、通称名が宛先になっている複数の郵便物等）の提示が必要です。

## 【本人確認に必要なもの】

- ① 個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券又は運転免許証がある場合は、いずれかを準備してください。
- ② ①がない場合は、官公署が発行した免許証※など（宣誓者の顔写真が貼付され、氏名及び生年月日が確認できるものは1枚の提示、顔写真のないものは2枚以上の提示が必要です。）でも可能です。

1枚の提示で足りるもの（例）	2枚以上の提示が必要なもの(例)
<input type="checkbox"/> 個人番号カード（マイナンバーカード） <input type="checkbox"/> 旅券（パスポート） <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（顔写真付き） <input type="checkbox"/> 官公署が発行した身分証明証（顔写真付き）	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（顔写真なし） <input type="checkbox"/> 国民健康保険、健康保険、船員保険、 又は介護保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 共済組合員証 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳

### ※ 官公署が発行した免許証などの例

海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、一時庇(ひ)護許可書、仮滞在許可書及び官公署がその職員に対して発行した身分証明書

## (5)

### 宣誓書受領証等の交付

- 県は、提出書類に不備等がなく、要件を満たしていると認める場合、「大分県パートナーシップ宣誓書受領証」及び県の收受印を押した「パートナーシップ宣誓書の写し」を交付します。
- (4)の本人確認が**対面**の場合、宣誓書受領証等は原則即日交付します。(交付手続きに1時間程度要することがあります。)
- (4)の本人確認が**WEB**の場合、宣誓書受領証等は後日簡易書留等で郵送にて送付します。

#### 【宣誓時点でお二人が県外に在住している場合】

- 本人確認の時点でお二人とも県外に在住し、今後、双方又はいずれか一方が3か月以内に県内へ転入を予定している場合は、「転入予定受付票」(様式第3号)を交付します。
- その後、県内へ転入した際は、宣誓・本人確認を行ってから3か月以内に「転入予定者受付票」に県内への転入を証明する住民票の写しを添付して県へ提出してください。「転入予定受付票」と引き換えに、「大分県パートナーシップ宣誓書受領証」及び県の收受印を押した「パートナーシップ宣誓書の写し」を交付します。

## 【大分県パートナーシップ宣誓書受領証について】

※表面は、以下の3種類から選択できますので、事前に希望をお知らせください。

表面

### A,イラスト無し

第 号	
 <b>大分県パートナーシップ宣誓書受領証</b> 大分県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、 お互いの人生のパートナーであることをお二人が宣誓されたことを証します。	
宣誓者(本人)	宣誓者(パートナー)
_____様	_____様
年 月 日	
大分県知事 ○○ ○○	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">公印</div>	

### B,めじろん

第 号	
<b>大分県パートナーシップ宣誓書受領証</b> 大分県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、 お互いの人生のパートナーであることをお二人が宣誓されたことを証します。	
宣誓者(本人)	宣誓者(パートナー)
_____様	_____様
年 月 日	
大分県知事 ○○ ○○	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">公印</div>	

### C,こころちゃん

第 号	
<b>大分県パートナーシップ宣誓書受領証</b> 大分県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、 お互いの人生のパートナーであることをお二人が宣誓されたことを証します。	
宣誓者(本人)	宣誓者(パートナー)
_____様	_____様
年 月 日	
大分県知事 ○○ ○○	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">公印</div>	

裏面

「大分県パートナーシップ宣誓書受領証」の提示を受けた皆様へ

このカードは人生のパートナーとして、相互に協力し合う関係であることを宣誓されたことを大分県として証するものです。受領証の提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。この制度を利用する方の性（性的指向・ジェンダーアイデンティティ）やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく他者に口外しないでください。

※通称名を使用している場合の戸籍上の氏名

(本人) \_\_\_\_\_ (パートナー) \_\_\_\_\_

※平常時及び緊急時において、以下のことに同意します。

1. 以下の者に対して病状説明をすること
2. 手術や治療方針の同意等を以下の者から取得すること

(パートナー氏名) \_\_\_\_\_ (本人自署欄) \_\_\_\_\_

【発行】大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課 097-506-3172  
〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

※大きさは、免許証サイズ（縦54mm、横8.56mm）となります。

### 【宣誓書受領証の裏面の同意欄について】

- 宣誓書受領証の裏面には、病院における面会や手術同意等に関する署名欄を設けています。
- ※ 同意欄への署名は任意ですが、署名があることで医療機関等において面会や手術同意などの際に、パートナーとの関係性の説明が円滑に行われることがあります。なお、同意欄への署名がないものであっても、医療機関等の判断において関係性を証明するものとして認められる場合があります。

## 4 宣誓後について（届出等が必要な場合）

- 再交付や変更等の手続きについても、本人確認（対面またはWEB）が必要となりますので、事前に日程調整のご連絡をお願いします。

### （1）宣誓書受領証の再交付

- 紛失や毀損などの事情により宣誓書受領証の再交付を希望する場合は、申請が必要です。
- 宣誓時と同様に、対面またはWEBによる本人確認を行います。
- 電子申請またはメールにより県へ事前調整のご連絡をお願いします。（事前調整に必要な事項を漏れなく確認するため、電子申請をおすすめします。）



#### 電子申請（推奨）

以下のURLより、お申込みください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure-alias/jinken-partner-jizencyosei-saikofu>



※メールの場合：4ページの連絡先をご覧ください。

- 県のホームページから「パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書」（様式第4号）をダウンロードし、必要事項を記載の上、持参または郵送により県へご提出ください。
- 紛失等で返還できない場合を除き、上記再交付申請書に交付を受けた宣誓書受領証を添付してください。（※再交付を受けた後、紛失した宣誓書受領証を発見した場合は速やかに返還してください。）
- 書類確認の後、宣誓者の本人確認（対面またはWEB）を行いますので、7ページに掲載する本人確認書類の提示が必要となります。
- 本人確認後、当初の宣誓日付で再発行した宣誓書受領証を交付（対面または郵送）します。

## (2) 宣誓事項の変更

- 宣誓書受領証の交付を受けた方は、氏名、住所、その他宣誓書等で宣誓した事項に変更があった場合は、届出が必要です。
- 宣誓時と同様に、対面またはWEBによる本人確認を行います。
- 電子申請またはメールにより県へ事前調整のご連絡をお願いします。（事前調整に必要な事項を漏れなく確認するため、電子申請をおすすめします。）



### 電子申請（推奨）

以下のURLより、お申込みください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure-alias/jinken-partner-jizencyosei-henkou>



※メールの場合：4ページの連絡先をご覧ください。

- 県のホームページから「パートナーシップ宣誓事項変更届」（様式第5号）をダウンロードし、必要事項を記載の上、変更内容が確認できる書類と既存の宣誓書受領証を添付して持参または郵送により県へご提出ください。
- 書類確認後、宣誓者の本人確認（対面またはWEB）を行いますので、7ページに掲載する本人確認書類の提示が必要となります。
- 宣誓書受領証の記載内容が変更になる場合は、確認後、当初の宣誓日付で再発行した宣誓書受領証を交付（対面または郵送）します。
- 宣誓書受領証の記載内容の変更がない場合は、確認後、宣誓書受領証を返却（原則として郵送）します。

※ パートナーシップを解消された場合などは、次頁の(3)により宣誓書受領証を返還してください。

### 大分県外へ転出される場合

- 県外へ転出した場合も宣誓書受領証の返還は不要ですが、前項の手続きに則り、住所変更の届出を行ってください。
- ※ なお、県外の自治体における行政サービスや民間サービスの利用に係る証明書として本県の宣誓書受領証等の効果を保障するものではありません。

### (3) 宣誓書受領証の返還

- 以下のいずれかに該当する場合は、宣誓書受領証の返還が必要です。
  - ① パートナーシップを解消したとき
  - ② いずれか一方が死亡したとき。
  - ③ その他
- 宣誓時と同様に、対面またはWEBによる本人確認を行います。
- 電子申請またはメールにより県へ事前調整のご連絡をお願いします。（事前調整に必要な事項を漏れなく確認するため、電子申請をおすすめします。）



#### 電子申請（推奨）

以下のURLより、お申込みください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure-alias/jinken-partner-jizencyosei-henkan>



※メールの場合：4ページの連絡先をご覧ください。

- 県のホームページから「パートナーシップ宣誓書受領証返還届」（様式第6号）をダウンロードし、必要事項を記載の上、持参または郵送により県へご提出ください。
- 上記の返還届に宣誓書受領証を添付し、返還してください。
- 書類確認の後、宣誓者の本人確認（対面またはWEB）を行いますので、7ページに掲載する本人確認書類の提示が必要となります。

### (4) パートナーが亡くなった場合

- 万が一、パートナーが亡くなった場合も、前頁の「(3) 宣誓書受領証の返還」により、返還が必要です。
- 残されたパートナーの方が、引き続き宣誓書受領証をお手元に残しておきたい場合は、パートナーが亡くなった日の翌日以降使用できない旨を明記し、受領証を返却します。この場合、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」（様式第6号）の該当欄へ必要事項を記入してください。

- パートナーが亡くなり、宣誓書受領証を返還した後に、お二人がパートナーシップの宣誓をしていた事実を証明（葬儀や墓地等の契約など）する必要が生じた場合は、「パートナーシップ宣誓書受領事実証明書」（様式第7号）の交付を受けることができます。この場合、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」（様式第6号）の該当欄へ必要事項を記入してください。

## （5）宣誓が無効となる場合

- 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該宣誓を無効とします。
  - ①宣誓の内容に虚偽があったとき。
  - ②宣誓者が宣誓書受領証を不正に使用又は改ざんしたとき。
- 宣誓が無効とされた場合は、宣誓者は遅滞なく宣誓書受領証を返還しなければなりません。

### 県からのご連絡

- 宣誓後、利用可能な行政サービス情報の提供や変更届手続き等に関するご案内、制度改善に関するご意見を伺うため、県からメールで連絡する場合があります。

## 5 他の自治体で宣誓した方について

### 大分県以外の自治体で証明書の交付を受けた方

- 大分県では、県内市町村や県外の他の自治体やすでにパートナーシップ宣誓制度等に基づき宣誓されている、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人の受領証等についても、本県の受領証等と同様に関係性を証明する書類として取り扱います。

### 【本県制度への切り替え手続き】

- 大分県以外の自治体ですでにパートナーシップ宣誓制度等に基づき宣誓をされているお二人が、県内の市町村の区域を超え異動した場合や他の都道府県から本県に転入された場合に、簡易な手続きで本県パートナーシップ宣誓制度への切り替えが可能です。
- 本県制度の切り替えが可能な対象者は、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人で、本県制度の宣誓要件をすべて満たすことが必要です。（宣誓要件は2ページを参照してください。）
- 切り替えの手続きにあたり、対面またはWEBにて本人確認を行います。
- 電子申請またはメールにより県へ事前調整のご連絡をお願いします。（事前調整に必要な事項を漏れなく確認するため、電子申請をおすすめします。）



#### 電子申請（推奨）

以下のURLより、お申込みください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure-alias/jinken-partner-jizencyosei-keizokusinkoku>

※メールの場合：4ページの連絡先をご覧ください。



- 県のホームページから「パートナーシップ宣誓継続申告書」（様式第8号）をダウンロードし、必要事項を記載の上、以下の①、②を添えて持参または郵送にて県へご提出ください。

①大分県以外の自治体が交付した宣誓書受領証又はこれに類するもの

※ 住所の異動に伴い、受領証等を転出元の自治体へ返却し、原本書類の提出が困

難な場合は、宣誓書受領証等の写し（コピー）等をご提出ください。

②住民票の写し（5ページを参照してください。）

- 書類確認の後、宣誓者の本人確認（対面またはWEB）を行いますので、7ページに掲載する本人確認書類の提示が必要となります。
- 県で必要書類を確認し、本人確認が完了した後「大分県パートナーシップ宣誓書受領証」及び県の收受印を押した「パートナーシップ宣誓継続申告書」の写しを交付します。
- 本人確認が**対面**の場合、宣誓書受領証等は原則即日交付します。（交付手続きに1時間程度要することがあります。）
- 本人確認が**WEB**の場合、宣誓書受領証等は後日簡易書留等で郵送にて送付します。

## 6 Q&A

### ◆制度概要

Q 1 大分県パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度の違いは何ですか。

A 1 婚姻は民法等に定めのある法律行為であり、婚姻により民法上の親族となり、相続権や扶養義務など様々な法律上の権利や義務が発生します。これに対して、大分県パートナーシップ宣誓制度をご利用したことにより、上記の法的権利や義務は生じません。また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載の変更もありません。

### ◆対象者の要件

Q 2 宣誓をすることができるのは、同性同士のみですか。

A 2 同性同士のほか、一方又は双方が性的マイノリティの方で、他の宣誓要件を満たしていれば宣誓することができます。

Q 3 男女の事実婚のカップルは宣誓することができますか。

A 3 事実婚のカップルは対象外です。この制度は、一方又は双方が性的マイノリティのお二人を対象としています。

Q 4 外国籍でも宣誓はできますか。

A 4 外国籍の方も、宣誓できます。その場合、本国の大使館や領事館が発行する婚姻要件具備証明書など、独身であることを証明できる書類に日本語訳を添えてご提出ください。なお、パートナーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

Q 5 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できますか。

A 5 同性婚が法制化されている国で結婚されているカップルや、外国で法制化されたパートナーシップ制度を利用しているカップルも本県制度を利用できます。

Q 6 大分県内に住んでいないと宣誓をすることはできませんか。

A 6 いずれか一方が県内に住所を有しているか、又は原則として3カ月以内に大分県内への転入を予定している場合は、宣誓できます。

Q 7 転入予定者でも宣誓できるのはどうしてですか。

A 7 入居する住宅の準備等に期間を要する場合が想定されるからです。（転入前に住宅を賃貸する場合、新築のために住宅ローンを申込み場合など）。このような場合には、「転入予定者受付票」を交付します。

Q 8 届け出る二人は、同居している必要はありますか。

A 8 いずれか一方が県内に住所を有すること（転入予定を含む）を要件としていますので、その他の要件を満たしていれば、お二人が同居していなくても宣誓することができます。

Q 9 他自治体で宣誓済みですが、大分県パートナーシップ宣誓制度を利用することはできますか。

A 9 他自治体で宣誓された方も、同じパートナーであれば県制度で宣誓することができます。

Q 10 養子縁組をしている二人でも宣誓できますか。

A 10 宣誓しようとしているお二人がパートナーシップ関係に基づく養子縁組をしている場合でも、その他の要件を満たしていれば、宣誓することができます。

## ◆宣誓手続きの方法等

Q 11 大分県パートナーシップ宣誓制度を利用するにあたって費用はかかりませんか。

A 11 県に支払う手数料等はありません。ただし、住民票の写し等の必要書類の発行手数料、郵送で届け出る場合の郵送料、本人確認にWEB会議システムを利用する場合のご自身の通信料、書類の提出や宣誓書受領証の交付を受けるために来庁する場合の交通費等は、宣誓者の自己負担となります。

Q 12 手続きには事前連絡等が必要ですか。

A 12 宣誓の方法をご案内し、個人情報に配慮した上で、宣誓・本人確認の日程を調整する必要がありますので、事前連絡をお願いします。とりわけ急なご来庁には対応できない場合があります。また、郵送の場合は、書類の発送から到着までに日数を要しますので、交付を希望される日まで十分な余裕をもってご連絡ください。

Q13 事前調整、宣誓・本人確認等の手続きができるのは平日のみですか。

A13 事前調整のための電子申請及びメールは随時受け付けます（電子申請及びメールを受けて県からご連絡するのは、翌日以降の開庁日※となります）。また、事前調整、宣誓・本人確認等の手続きは、県庁の開庁日の9時から17時までの間に対応させていただきます。

※県庁の開庁日は、祝日と年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く月曜から金曜日です。

Q14 宣誓は二人で行わないといけませんか。

A14 宣誓書には、原則としてそれぞれが自署してください。また、対面／WEBに関わらず、本人確認においてはお二人ともに確認をさせていただきますので、必ずお二人で手続きを進めていただくことが必要です。

Q15 他の人に代理で宣誓してもらうことはできますか。

A15 代理による宣誓はできません。必ず宣誓されるお二人で行ってください。

Q16 通称名を使用する場合は、通称名は何でもいいですか。

A16 社会生活上で、日常的に使用している通称名としてください。

Q17 プライバシーは守られますか。

A17 宣誓者のプライバシーを確保するため、対面での手続を希望される場合は、個室スペースをご用意します。また、WEB手続の場合は担当職員のみが個室で対応します。なお、担当する県職員については、宣誓者の個人情報に関して、地方公務員法上の守秘義務が課されていますのでご安心ください。

Q18 宣誓書受領証はいつ交付されますか。

A18 本人確認手続を対面で行う場合には、原則として即日交付します。WEBによる本人確認の場合は、宣誓等に不備がないことや宣誓要件に該当していること等を確認の上、原則として郵送による交付とします（宣誓者のお手元に届くまでに数日かかります。）。

Q19 宣誓書受領証に有効期限はありますか。

A19 有効期限はありません。

## ◆対象となる行政サービス

Q20 大分県パートナーシップ宣誓制度の宣誓書受領証はどのようなことに使えますか。

A20 宣誓書受領証の提示により、大分県及び県内全市町村において一定の範囲内で婚姻関係や事実婚と同等のサービスが受けられる場合があります。県のホームページにおいて利用できるサービス等の状況を随時お知らせしますので、ご確認ください。

Q21 サービスを利用する際に宣誓書受領証の提示は必要ですか。

A21 利用できるサービスには、宣誓書受領証の提示が必要なサービスもあれば不要なサービスもありますので、利用できるサービス一覧を参考としてください。なお、詳しくは、当該サービスを提供する県機関、市町村、各事業者にお問い合わせください。

## ◆宣誓後に必要となる手続き

Q22 県外に転出する場合、宣誓書受領証を返還する必要がありますか。

A22 お二人とも県外に転出する場合であっても、本県のパートナーシップ宣誓書受領証を返還していただく必要はありません。ただし、パートナーシップ宣誓事項変更届により、住所変更があった旨を届け出てください。

Q23 パートナーシップを解消した場合、宣誓書受領証を返還する必要がありますか。

A23 パートナーシップ宣誓書受領証返還届とともに宣誓書受領証を返還してください。

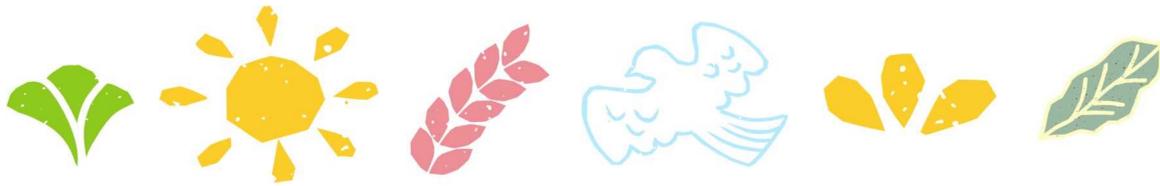
Q24 パートナーが死亡した場合に、二人の関係を公的に証明するものが何もない。宣誓書受領証を返還しないことはできますか。

A24 万一、パートナーが亡くなった場合にも、いったん宣誓書受領証は返還していただく必要があります。しかしながら、残されたパートナーの方が引き続きお手元に残しておきたい場合は、返還していただいた宣誓書受領証に無効であることを明示した上で、返却します。また、お二人がパートナーシップ宣誓をされたことを証明するパートナーシップ届出受領事実証明書を交付することが可能です。

## ◆その他

Q25 なりすまし等により悪用されませんか。

A 25 県が宣誓を受ける際には、住民票の写し、独身であることを証明する書類と本人確認を行うため身分証明書の提示を求めることで、なりすまし等の悪用を防止します。万一、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合は、当該宣誓を無効とし、宣誓書受領証の返還を求めます。



大分県パートナーシップ宣誓制度手引き  
発行 令和 6年3月 (初版)

お問合せ先

大分県 生活環境部 人権尊重・部落差別解消推進課

電話 : 097-506-3175 (直通)

FAX : 097-506-1751

Mail: [happy-partnership@pref.oita.lg.jp](mailto:happy-partnership@pref.oita.lg.jp)

